

令和 5 年度

栃 木 市 健 全 化 判 断
比 率 等 審 査 意 見 書

栃木市監査委員

このページは白紙です

栃市監第30号
令和6年8月22日

栃木市長 大 川 秀 子 様

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 浅 野 貴 之

令和5年度栃木市健全化判断比率等審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、栃木市監査基準に準拠して審査しましたので、その結果について、意見書を提出いたします。

このページは白紙です

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の方法	1
第 6	審査の結果	1
第 7	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	1
1	総合意見	1
2	個別意見	5
(1)	実質赤字比率	5
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	11
(5)	地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率	13
(6)	地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率	15
3	是正改善を要する事項	17
4	むすび	17

令和５年度 栃木市健全化判断比率等審査意見

第１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定に基づく審査

第２ 審査の期間

令和６年６月２７日から令和６年８月２１日まで

第３ 審査の対象

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第４ 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

第５ 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部課等の職員に質問をし、説明を求めるなどの方法により審査を実施した。

第６ 審査の結果

第１から第５に記載したとおり審査を実施した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は誤りのないものと認められる。

第７ 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

１ 総合意見

地方公共団体は、以下の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上

である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。

本市における令和５年度の健全化判断比率は、表１のとおりである。前年度と比較して実質公債費比率は０.５ポイント上昇、将来負担比率は７.７ポイント低下となり、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

また、地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

本市における令和５年度の資金不足比率は、表２のとおりである。水道事業会計、下水道事業会計、栃木インター西産業団地特別会計及び平川産業団地特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

（表１）健全化判断比率の状況

（単位：％）

区分	５年度	４年度	早期健全化基準		財政再生基準
			５年度	４年度	
実質赤字比率	－	－	11.53	11.55	20.0
連結実質赤字比率	－	－	16.53	16.55	30.0
実質公債費比率	8.6	8.1	25.0		35.0
将来負担比率	13.2	20.9	350.0		

（注）１ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「－」と記載

２ 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

（表２）資金不足比率の状況

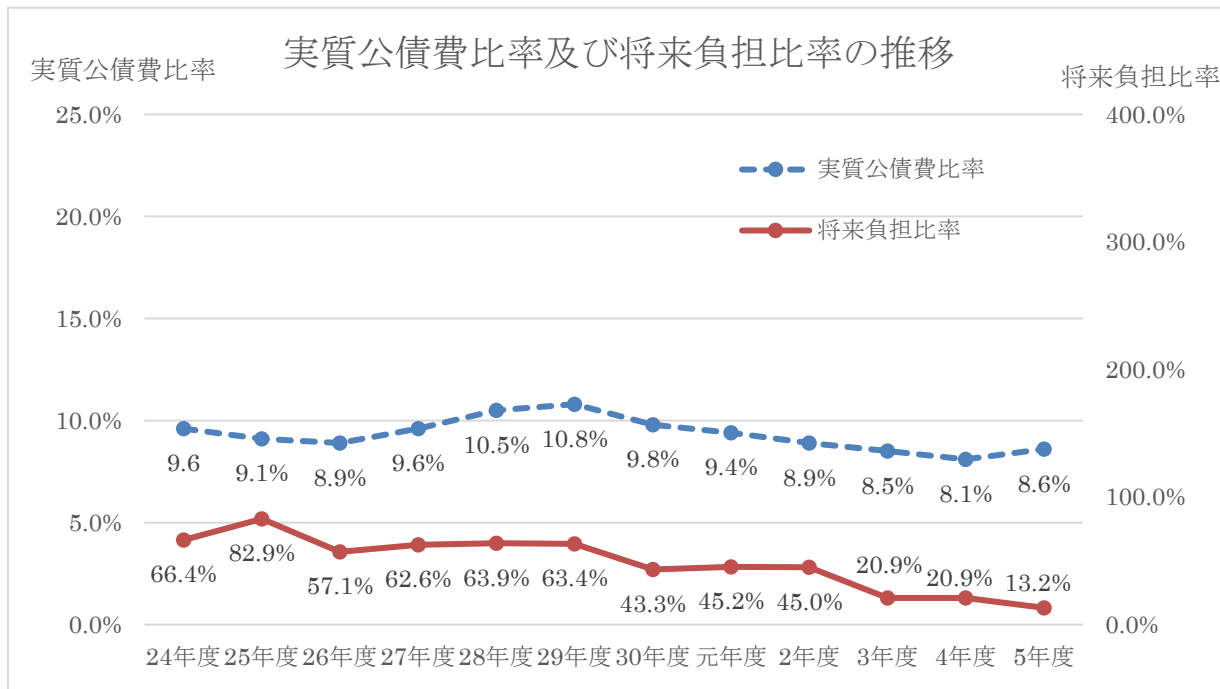
（単位：％）

会計名	５年度	４年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
下水道事業会計	－	－	
栃木インター西産業団地特別会計	－	－	
平川産業団地特別会計	－	－	

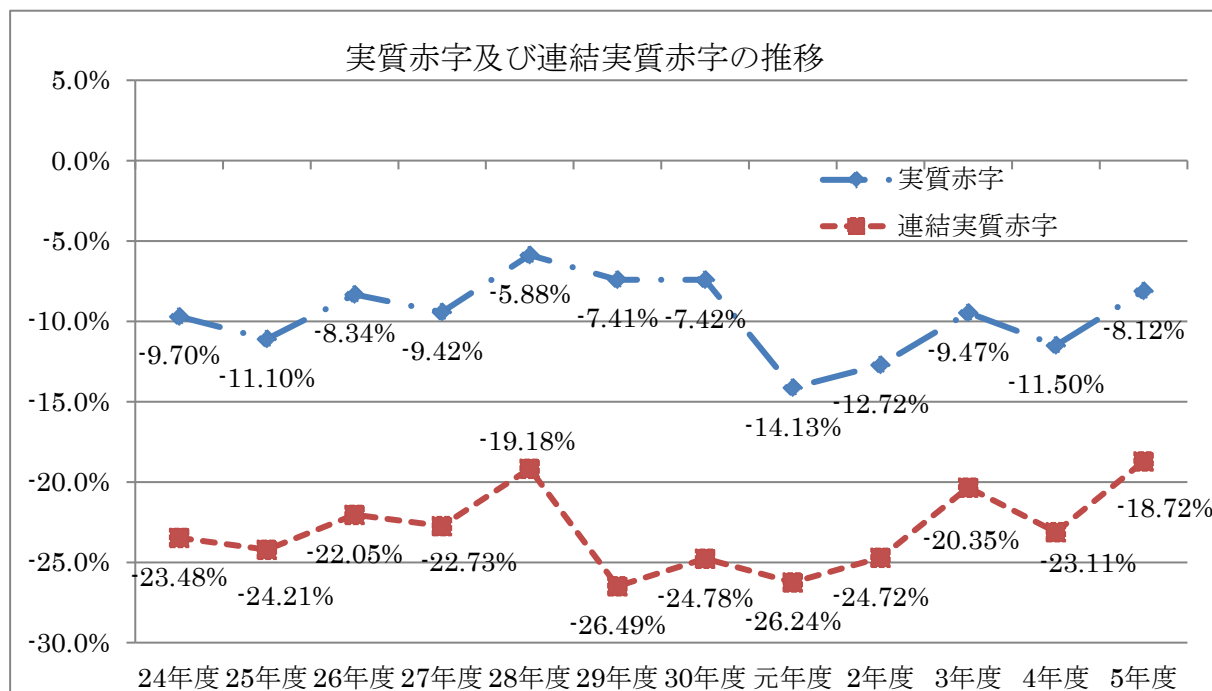
（注）１ 資金不足が生じていない場合「－」と記載

２ 経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移を見ると、実質公債費比率については、平成30年度以降は低下に転じていたが、令和5年度では、0.5ポイント上昇している。将来負担比率については、平成30年度に低下に転じ、以降ほぼ横ばいの状態であったが、令和3年度に24.1ポイント低下となり、令和5年度はさらに7.7ポイント低下となっている。



実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、参考として実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移をみると、次のとおりである。



それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		※ 1		※ 2	
	一般会計等に属する特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計			連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険特別会計				
公営企業会計	地方公営企業法適用企業	水道事業会計	資金不足比率			将来負担比率
		下水道事業会計				
	地方公営企業法非適用企業	栃木インター西産業団地特別会計				
		平川産業団地特別会計				
損失補償団体						

※1 実質赤字比率

※2 実質公債費比率

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス30億4,239万1千円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模(B)は374億3,117万2千円となっており、前年度に比べ7億2,150万4千円増加している。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	5 年度	4 年度	比較増減	
実質赤字額(A)	△3,042,391	△4,223,632	1,181,241	・・・
標準財政規模(B)	37,431,172	36,709,668	721,504	101.9
(A/B×100)	△8.12	△11.50		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.53	11.55		
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

*標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。ただし、臨時財政対策債発行可能額を含む。

*翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字額（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

令和５年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額（Ａ）がマイナス 70 億 860 万 7 千円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

（単位：千円、％）

項 目	金 額			前年度比
	５年度	４年度	比較増減	
連結実質赤字額（Ａ）	△7,008,607	△8,483,731	1,475,124	・・・
実質赤字合計額	－	－	－	・・・
資金不足額合計額	－	－	－	・・・
実質黒字合計額	3,959,856	5,284,886	△1,325,030	74.9
資金剰余額合計額	3,048,751	3,198,845	△150,094	95.3
標準財政規模（Ｂ）	37,431,172	36,709,668	721,504	101.9
（Ａ／Ｂ×100）	△18.72	△23.11		
連結実質赤字比率	－	－		
早期健全化基準	16.53	16.55		
財政再生基準	30.00			

（注）連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\
 \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\
 &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額})
 \end{aligned}$$

＊実質赤字（黒字）合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字（黒字）を生じた会計の実質赤字（黒字）の合計額。

＊資金不足額（剰余額）合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額（剰余額）を生じた会計の資金の不足額（剰余額）の合計額

一般会計等の会計別実質収支額をみると、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計において、実質収支額に黒字が生じている。

（一般会計等）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	80,751,790	77,157,832	551,567	3,042,391
小計				3,042,391

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
国民健康保険特別会計	17,083,547	16,836,834	0	246,713
後期高齢者医療特別会計	2,247,447	2,215,108	0	32,339
介護保険特別会計	16,019,930	15,381,517	0	638,413
小計				917,465
合計				3,959,856

公営企業会計の会計別資金剰余額をみると、水道事業会計及び下水道事業会計において、資金剰余額が発生している。

(地方公営企業法適用企業)

(単位：千円)

会計名	流動資産等	算入地方債	流動負債等	資金剰余額
水 道 事 業 会 計	2,238,950	0	177,363	2,061,587
下 水 道 事 業 会 計	1,323,576	0	336,412	987,164
合 計				3,048,751

(地方公営企業法非適用企業)

(単位：千円)

会計名	歳入額	算入地方債	歳出額	資金剰余額
栃木インター西産業団地特別会計	893,727	0	891,773	0
平川産業団地特別会計	626,323	0	624,294	0
合 計				0

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した令和5年度の実質公債費比率は8.6%となり、これは早期健全化基準である25.0%を16.4ポイント下回っているが、前年度に比べ0.5ポイント上昇している。

(単位：千円、%)

項 目	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
地方債の元利償還金（Ａ）	6, 702, 524	6, 857, 509	6, 378, 788	6, 480, 730
地方債の準元利償還金（Ｂ）	2, 072, 305	1, 491, 006	1, 508, 481	1, 771, 375
地方債償還に充当される特定財源 （Ｃ）	697, 701	696, 198	665, 492	669, 063
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額（Ｄ）	4, 763, 402	4, 917, 827	4, 848, 025	4, 848, 255
標準財政規模（Ｅ）	37, 431, 172	36, 709, 668	37, 642, 120	36, 868, 168
（Ｆ）＝（Ａ＋Ｂ）－（Ｃ＋Ｄ）	3, 313, 726	2, 734, 490	2, 373, 752	2, 734, 787
（Ｇ）＝（Ｅ－Ｄ）	32, 667, 770	31, 791, 841	32, 794, 095	32, 019, 913
実質公債費比率（単年度） （Ｆ／Ｇ×１００）	10. 14372	8. 60123	7. 23835	8. 54089
５年度実質公債費比率（３カ年平均値）	8. 6			
４年度実質公債費比率（３カ年平均値）		8. 1		
早期健全化基準	25. 0			
財政再生基準	35. 0			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

5 年度実質公債費比率及び年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

* 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

* 基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額。

地方債の元利償還金(A)は 67 億 252 万 4 千円となっており、前年度に比べ 1 億 5,498 万 5 千円減少している。

(単位：千円)

項 目	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
一般会計等に係る公債費(a)	6,708,439	6,910,703	6,394,788	6,480,730
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	5,915	53,194	16,000	0
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	—	—	—	—
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	—	—	—	—
地方債の元利償還金 (A = a - b - c - d)	6,702,524	6,857,509	6,378,788	6,480,730

地方債の準元利償還金(B)は 20 億 7,230 万 5 千円となっており、前年度に比べ 5 億 8,129 万 9 千円増加している。

(単位：千円)

項 目	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—	—
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,720,909	1,471,831	1,489,714	1,750,732
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	18,934	18,526	20,018
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	351,369	144	175	250
一時借入金の利子	27	97	66	375
地方債の準元利償還金(B)	2,072,305	1,491,006	1,508,481	1,771,375

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和５年度の将来負担比率は 13.2% となっており、前年度に比べ 7.7 ポイント低下している。これは、早期健全化基準の 350.0% を下回っている。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	５年度	４年度	比較増減	
将来負担額(A)	82,746,670	85,055,712	△2,309,042	97.3
地方債現在高	57,950,921	56,859,062	1,091,859	101.9
債務負担行為に基づく支出 予定額	573,072	3,340,216	△2,767,144	17.2
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てる ための一般会計等からの繰 入見込額	14,770,099	15,396,939	△626,840	95.9
組合等が起こした地方債の 償還に係る負担等見込額	0	0	0	...
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	8,965,371	9,272,017	△306,646	96.7
設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	487,207	187,478	299,729	259.9
連結実質赤字額	0	0	0	...
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額	0	0	0	...
充当可能財源等(B)	78,432,394	78,403,769	28,625	100.0
充当可能基金額	19,820,513	18,540,277	1,280,236	106.9
特定歳入見込額	5,436,355	6,272,351	△835,996	86.7
地方債現在高等に係る基準財 政需要額算入見込額	53,175,526	53,591,141	△415,615	99.2
標準財政規模(C)	37,431,172	36,709,668	721,504	102.0
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額(D)	4,763,402	4,917,827	△154,425	96.9
(A－B)	4,314,276	6,651,943	△2,337,667	64.9
(C－D)	32,667,770	31,791,841	875,929	102.8
((A－B)/(C－D)×100)	13.2	20.9		
早期健全化基準	350.0			

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源等} = & \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

* 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

* 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額。

* 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。

* 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額。

* 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額。

(5) 地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

① 水道事業会計

令和5年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス20億6,158万7千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	5年度	4年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	△2,061,587	△2,201,120	139,533	...
流動負債等(a)	177,363	147,287	30,076	120.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
流動資産等(c)	2,238,950	2,348,407	△109,457	95.3
事業規模(B)	2,160,375	2,145,167	15,208	100.7
(A/B×100)	△95.4	△102.6		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

② 下水道事業会計

令和５年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 9 億 8,716 万 4 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	５年度	４年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c)	△987,164	△997,725	10,561	・・・
流動負債等(a)	336,412	233,913	102,499	143.8
算入地方債現在高(b)	—	—	—	・・・
流動資産等(c)	1,323,576	1,231,638	91,938	107.5
事業規模(B)	1,319,717	1,305,304	14,413	101.1
(A/B×100)	△74.8	△76.4		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

* 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債等を控除した額。

* 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。

* 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額。

(6) 地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

① 栃木インター西産業団地特別会計

令和5年度の資金不足比率は、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	5 年度	4 年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c+d)	0	0	0	...
歳出額(a)	891,773	1,238,562	△346,789	72.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	...
歳入額等(c)	893,727	1,244,266	△350,539	71.8
土地収入見込額(c)	0	0	0	...
地方債残高(d)	2,664,600	1,960,500	704,100	135.9
事業規模(B)	2,664,600	1,960,500	704,100	135.9
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

② 平川産業団地特別会計

令和５年度の資金不足比率は、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	５年度	４年度	比較増減	
資金不足額(A=a+b-c+d)	0	0	0	・・・
歳出額(a)	624,294	291,556	332,738	214.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	・・・
歳入額等(c)	626,323	295,637	330,686	211.9
土地収入見込額(c)	0	0	0	・・・
地方債残高(d)	1,161,500	658,200	503,300	176.5
事業規模(B)	1,161,500	658,200	503,300	176.5
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、単年度でみると、標準財政規模は増加したものの、地方債の準元利償還金が増加し、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことから前年度に比べ上昇しており、3カ年平均値においても、前年度より上昇している。

一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、将来負担額として計上されている地方債現在高が前年度に比べ増加したものの、その償還財源とすることができる充当可能基金額等も増加したため、前年度より低下している。

一方、当年度は、全ての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移について見ると、各比率は早期健全化基準を継続して下回っている。しかしながら、歳入において、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動の活発化による市税の伸びを期待したところであったが、前年度からは減収となっており、歳出において、電力価格をはじめとする物価高騰、公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用、高齢化の進展による社会保障費等、費用負担は増加の一途である。また、公債費については、今後、金利上昇の影響により増加する可能性も高く、本市財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状態に置かれており、両比率が、今後、ますます上昇することが懸念される。

については、自主財源の根幹をなす市税収入の確保はもちろんであるが、施設の使用料、財産収入、広告収入など、様々な財源確保に努め、人口減少を見据えた公共施設の適正管理をはじめとする行財政改革等を推進し、限られた財源の効率的かつ効果的な運用の徹底による地方債残高の着実な縮減等、持続可能な財政基盤の確立と健全で安定的な行政運営の維持に努められたい。